

東京都板橋区緑化の推進に関する条例施行規則 新旧対照表（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>第7条の2 条例第13条の3第1項ただし書に規定する規則で定めるものは、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 条例第13条の3第1項各号のいずれかに該当する行為を行う土地が、<u>条例第13条第3項又は条例第13条の2に規定する施設の用に供する土地で、当該土地の面積が150平方メートル未満の場合であって、かつ、当該土地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条で定める用途地域において商業地域若しくは近隣商業地域に属する場合</u></p> <p>(2) 建築基準法第6条第1項で定める建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同法第85条第4項の規定による建築物の建築、同法第87条第1項の規定による建築物の用途変更又は同法第88条第1項若しくは第2項の規定による工作物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第3項第2号の規定に該当する工作物を除く。）の工作をする場合</p> <p>(3) 適用させることが適当でないと区長が認めた場合</p> <p>2 条例第13条の3第1項の規定による届出（以下この条及び次条において「届出」という。）は、<u>次の各号に掲げる事業面積に応じ、当該各号に届出書を定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業面積 350 平方メートル以上の敷地におけるもの 緑化計画届出書（別記第5号様式）</u></p> <p><u>(2) 事業面積 350 平方メートル未満の敷地におけるもの 緑化計画届出書兼適合通知書（別記第5号の2様式）</u></p> <p><u>3 届出は届出書に緑化計画に関する事項を明らかにする図面等の書類を添えて行わなければな</u></p>	<p>第7条の2 条例第13条の3第1項ただし書に規定する規則で定めるものは、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 条例第13条の3第1項各号のいずれかに該当する行為を行う土地が、<u>条例第13条第3項に規定する施設の用に供する土地でその面積が250平方メートル未満である場合又は条例第13条の2に規定する施設の用に供する土地でその面積が350平方メートル未満である場合</u></p> <p>(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項で定める建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同法第85条第4項の規定による建築物の建築、同法第87条第1項の規定による建築物の用途変更又は同法第88条第1項若しくは第2項の規定による工作物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第3項第2号の規定に該当する工作物を除く。）の工作をする場合</p> <p>(3) 適用させることが適当でないと区長が認めた場合</p> <p>2 条例第13条の3第1項の規定による届出（以下この条及び次条において「届出」という。）は、<u>別記第5号様式の届出書に、緑化計画に関する事項を明らかにする図面等の書類を添えて行わなければならない。</u></p>

改正案	現 行
<p>らない。</p> <p>4 区長は、別記第5号様式の届出があつたときは、その内容が条例第13条の3第2項に規定する緑化に関する基準に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、別記第6号様式の通知書により当該届出をした者に通知する。</p> <p>5 区長は、別記第5号の2様式の届出があつたときは、その内容が条例第13条の3第2項に規定する緑化に関する基準に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、別記第5号の2様式により当該届出をした者に通知する。</p> <p>6 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る緑化に関する計画に基づく緑化が完了したときは、別記第7号様式の届出書により速やかにその旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>7 区長は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る緑化が完了したと認めるときは、別記第8号様式の通知書により当該届出をした者に通知する。</p> <p>付 則 この規則は、昭和55年1月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和61年3月31日規則第22号） この規則は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成元年4月28日規則第35号） この規則は、平成元年5月1日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定は、平成元年10月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成6年3月30日規則第35号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区緑化の推進に関する条例施行規則に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p> <p>付 則（平成7年7月25日規則第50号） この規則は、平成7年10月1日から施行する。</p>	<p>3 区長は、届出に係る土地の緑化に関する計画が条例第13条の3第2項に規定する緑化に関する基準に適合すると認めるときは、別記第6号様式の通知書により当該届出をした者に通知する。</p> <p>4 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る緑化に関する計画に基づく緑化が完了したときは、別記第7号様式の届出書により速やかにその旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>5 区長は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る緑化が完了したと認めるときは、別記第8号様式の通知書により当該届出をした者に通知する。</p> <p>付 則 この規則は、昭和55年1月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和61年3月31日規則第22号） この規則は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成元年4月28日規則第35号） この規則は、平成元年5月1日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定は、平成元年10月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成6年3月30日規則第35号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区緑化の推進に関する条例施行規則に基づいて作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p> <p>付 則（平成7年7月25日規則第50号） この規則は、平成7年10月1日から施行する。</p>

改正案	現 行
<p>付 則（平成 14 年 1 月 11 日規則第 1 号） この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（令和 3 年 3 月 30 日東京都板橋区規則第 22 号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>3 この規則の施行の際、現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p> <p>付 則（令和 年 月 日東京都板橋区規則第 22 号）</p> <p>1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>付 則（平成 14 年 1 月 11 日規則第 1 号） この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（令和 3 年 3 月 30 日東京都板橋区規則第 22 号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>3 この規則の施行の際、現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p>

改正案

第5号の2様式（第7条の2関係）

年 月 日
(宛先) 東京都板橋区長
届出者 住所(所在地) 氏名(法人・代表者名)
緑化計画届出書兼適合通知書
東京都板橋区緑化の推進に関する条例（昭和54年条例第36号）第13条の3第1項の規定に基づき、同項 号に規定する開発行為等を行う土地の緑化（保存に関する事項を含む。）に関する計画を策定したので、下記のとおり届け出ます。
記
1 開発行為等を行う土地の所在地
(1) 地番
(2) 住居表示
2 開発行為等を行う土地の面積
3 緑化計画に関する事項を明らかにする図面等(別添のとおり)
4 緑化完了年月日
年 月 日
届出者 様
年 月 日付で届出のあった上記の開発行為等に係る緑化（保存に関する事項を含む。）に関する計画は、東京都板橋区緑化の推進に関する条例（昭和54年板橋区条例第36号）第13の3第2項の規定に基づき定められた「緑化に関する基準」に適合すると認められたので、お知らせします。

現行

記載なし